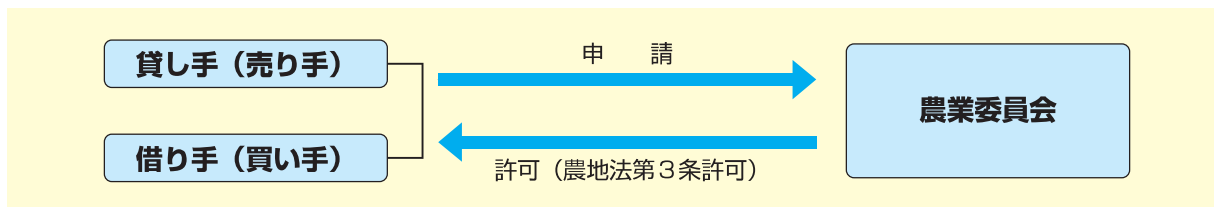


# 農地の権利移動の手続き

## 1 農地法による農地の権利取得

農地法によって農地を買入れ又は借入れしようとする場合は、原則として農地の所有者と連署で「農地法第3条許可申請書」をその農地のある市町村の農業委員会に提出し、許可を受ける手続きをします。



### ● 主な許可条件の概要

- ① 農地の買入後（又は借入後）において、耕作の事業に供すべき農地（現在所有している又は借りている農地等耕作する権原のある農地、許可を受けようとする農地の両方）の全てを効率的に利用し耕作すること。
- ② 農地の買入者（又は借入者）が農作業に常時従事すること（原則として年間150日以上。ただし、作物や経営方法等により必要な農作業従事日数が150日未満となる場合でも認められることがある）。
- ③ 農地の権利取得後の経営面積の合計（下限面積）が、原則50a以上であること（地域の実情に応じて、市町村農業委員会が引き下げることが可能）。また、施設栽培等の集約的な農業の場合等は、下限面積未満でも認められることがあります。詳しくは、市町村農業委員会にお問い合わせください。
- ④ 周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。これら以外の許可要件もありますので、その農地のある市町村の農業委員会にお問い合わせください。

## 2 農地中間管理事業による農地の貸し借り ～農地を貸したい！借りたい！そんな時は～

農地中間管理事業は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて農地中間管理機構（以下「機構」）である（公社）みやぎ農業振興公社が、出し手（土地所有者）から一旦借受けた農地を利用しやすい形に集積・集約化し、受け手（担い手）へ貸付けを行う事業で、以下の流れとなります。

- ① 機構が借受希望者（担い手）を募集し、応募者を借受希望者リストとして公表します。
  - ② 機構が出し手から農地を借受け、農地中間管理権（※）を取得します。
  - ③ 機構が事業規程に基づき借受希望者リストから受け手を選定、農地を効率的に利用できるよう調整を行います。
  - ④ 農用地利用集積計画を作成（市町村等）し、市町村が公告（告示）する事で農地の貸し借りが行われます。
- ※「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構（公社）が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と定義されています。
- 詳しくは、該当する農地のある市町村、農業委員会、農協、みやぎ農業振興公社にお問い合わせください。

